

法定後見制度の概要

	補助人	保佐人	成年後見人
対象となるかた	判断能力が不十分なかた	判断能力が著しく不十分なかた	判断能力が常に欠けている状態のかた
申し立てをすることができるかた	本人、配偶者、四親等内の親族、検察官、市町村長など(注1)		
成年後見人など(成年後見人・保佐人・補助人)の同意が必要な行為	申し立ての範囲内で家庭裁判所が審判で定める「特定の法律行為」(民法13条1項所定の行為の一部)(注1・3・5)	民法13条1項所定の行為(注3・4・5)	
取り消しが可能な行為	同上	同上	日常生活に関する行為以外の行為(注2)
成年後見人などに与えられる代理権の範囲	申し立ての範囲内で家庭裁判所が審判で定める「特定の法律行為」(注1)	同左(注1)	財産に関するすべての法律行為

(注1) 本人以外の者の申し立てにより、保佐人に代理権を与える審判をする場合に本人の同意が必要になります。補助開始の審判や補助人に同意権・代理権を与える審判をする場合も同じです。

(注2) 成年後見人が契約などの法律行為(日常生活に関する行為を除きます)をした場合には、仮に成年後見人の同意があったとしても、後で取り消すことができます。

(注3) 民法13条1項では、借金、訴訟行為、相続の承認・放棄、新築・改築・増築などの行為があげられます。

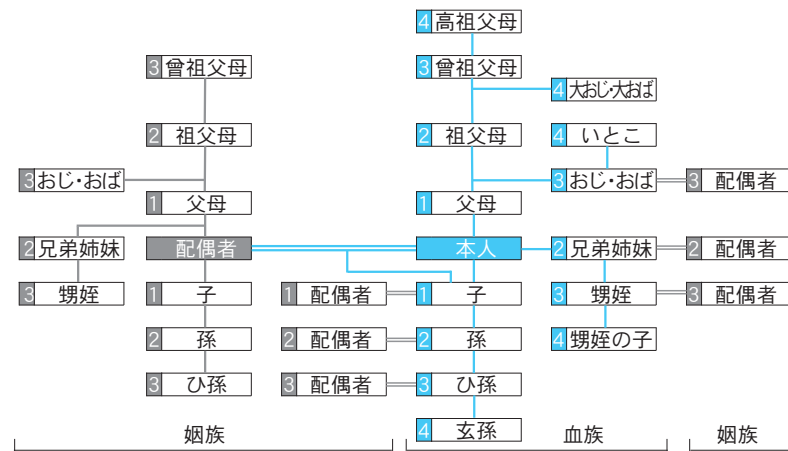
(注4) 家庭裁判所の審判により、民法13条1項所定の行為以外についても、同意権・取消権の範囲とすることができます。

(注5) 日用品の購入など日常生活に関する行為は除かれます。

(※) 公職選挙法の改正により、成年後見人のかたは、選挙権・被選挙権を有することになりました。

(※) 医療行為(手術、延命処置など)に関する同意など、成年後見人などができないことがあります。

申し立てできるかたは、本人、配偶者、四親等以内の親族



民法13条1項に定める行為

- ① 貸金の元本の返済を受けること
- ② 金銭を借り入れたり、保証人になること
- ③ 不動産をはじめとする重要な財産について、手に入れたり、手放したりすること
- ④ 民事訴訟で原告となる訴訟行為をすること
- ⑤ 贈与すること、和解・仲裁契約をすること
- ⑥ 相続の承認・放棄をしたり、遺産分割をすること
- ⑦ 贈与・遺贈を拒絶したり、不利な条件が付いた贈与や遺贈を受けること
- ⑧ 新築・改築・増築や大修繕をすること
- ⑨ 一定の期間を超える賃貸借契約をすること

各市町村では、判断能力が不十分なかたの生活を守るために、成年後見制度利用促進計画の策定や成年後見制度の相談、広報、成年後見人などの支援等を担う中核機関の設置が進められています。また、中核機関を中心として、家庭裁判所、社会福祉協議会、法律福祉の専門職団体などで構成する地域連携ネットワークの構築も進められています。

認知症のかたや障害のあるかたの「親亡き後」の生活を守るためには、成年後見制度の活用が有効です。

高齢者に関しては健康介護課介護高齢係で、障害者に関しては福祉課社会福祉係で、成年後見制度に関する相談ができます。将来に備えて、成年後見制度を知ることから始めてみませんか。

**まずは相談
してみましよう**



自分らしい暮らしを いつまでも

～認知症のかたや障害のあるかたの生活を守る成年後見制度～

認知症や知的障害、精神障害によって判断能力が不十分なかたについて、本人の財産や権利を守る援助者を選ぶことにより、本人を法的に支援する制度です。

成年後見制度には、「法定後見制度」と「任意後見制度」があります

判断能力の低下があるかた

法定後見制度

すでに判断能力が十分でなくなっている場合に、本人に代わって本人の財産や権利を守ってくれる援助者(成年後見人など)を家庭裁判所が選び、支援する制度です。

本人の判断能力の状態により、以下のよう
に3種類あります。

補助

保佐

後見

判断能力が
不十分

判断能力が
著しく不十分

判断能力が
常に欠ける

手続きは、家庭裁判所で行います。

判断能力の低下がないかた

任意後見制度

将来、判断能力が低下したときに備えて、財産の管理や施設入所契約などの事務を代わりに行ってくれる援助者(任意後見人)をあらかじめ選び、その内容と方法を決めておく制度です。

特徴① 判断能力があるときに、自分の意志で任意後見人や支援してほしい内容を決めることができます。

特徴② 本人の判断能力が十分なうちは支援は行われません。判断能力の低下後に家庭裁判所から任意後見監督人が選ばれてから任意後見人の仕事が始まります。

特徴③ 公証役場で作成した公正証書によって代理権を与える契約をします。